

第7次多度津町総合計画

基本構想

【令和6年度～令和13年度】



ごあいさつ

本町は、平成28年度から令和5年度までの8年間、「ひと・くらし・歴史が共生するまち たどつ」をまちの将来像に掲げ、町民一人ひとりがいきいきと輝き、明るく元気に暮らすことができるまちづくりを進めてまいりました。

この8年間で、大規模な自然災害等から町民の皆様を守るため、多度津中学校や防災拠点となる役場庁舎の建設をはじめとした、防災力の向上や、官民連携による「まちづくり」、「人づくり」による地方創生の取組を推進してまいりましたが、少子・高齢化対策、人口減少対策等、多くの課題も山積しております。

今後も、持続的な町政運営を継続するため、諸課題に適切に対応するとともに、社会情勢や町民ニーズを的確にとらえ、まちづくりを進めていく必要があります。

本計画では、まちの将来像を「^{わたし}主役は町民 歴史を未来へつなぐまち たどつ」と定め、引き続き、本町の魅力を活かした、「まちづくり」、「人づくり」を進めてまいります。

将来像の実現に向けては、官民が連携し、町民の皆様との協働による各種施策の推進が重要であると考えておりますので、皆様方のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたりご尽力をいただきました総合計画審議会委員をはじめ、たどつミライ会議参加者の方々、関係各位、並びに町民の皆様にご心から厚く御礼申し上げます。

令和6年4月

多度津町長 丸尾幸雄

目次

I 序論

1. 計画策定の趣旨	4
2. 計画の位置づけ	4
3. 計画の構成	4
4. 計画の期間	5
5. 計画の検証・評価	6
6. 町民ニーズと本町の課題	6

II 基本構想

1. 基本理念	14
2. まちの将来像	14
3. 政策・施策の体系	16
4. 4つの基本政策	17
5. SDGsとの関係	20

III 付属資料

付属資料	24
------	----

I 序 論

1. 計画策定の趣旨

総合計画は、本町の目指すべき将来像と将来目標を明らかにし、その実現に向けた基本的な政策の大綱を示すもので、多様化する町民ニーズを的確に把握するとともに、行政と町民との協働によるまちづくりを推進していくための基本方針として策定するものです。

2. 計画の位置づけ

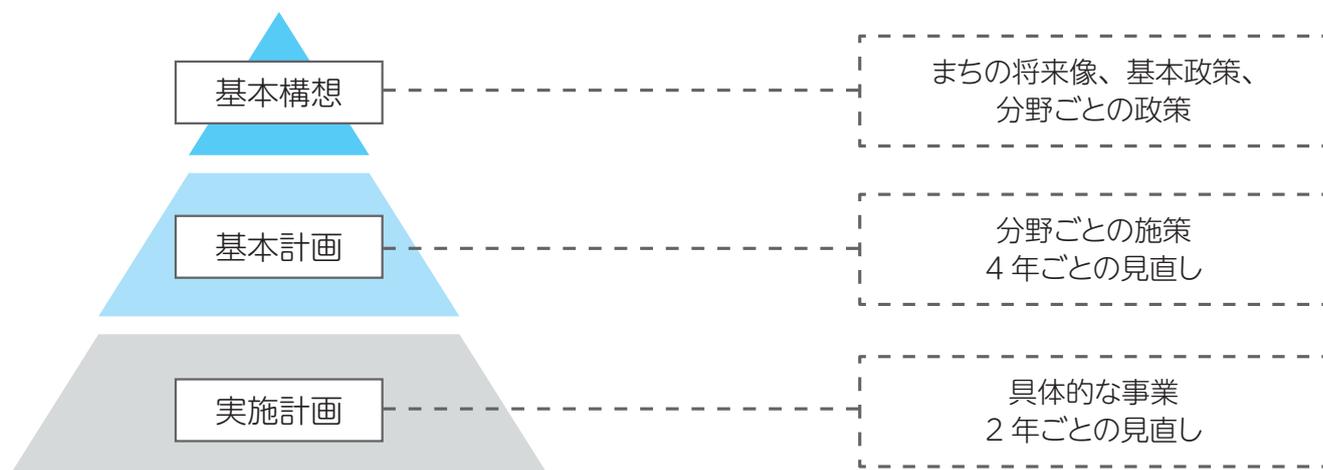
平成23年（2011年）8月に地方自治法が改正され、市町村に課せられていた総合計画の基本構想策定義務と議会での議決が廃止されました。

そのため、総合計画の策定・役割・位置づけについても、自治体独自に判断することとなっています。

本町では、法改正以降も総合計画を策定し、町の最上位計画に位置づけ、推進してまいりましたが、今後についても同様に取り扱うこととし、本計画に基づく各種施策を推進してまいります。

3. 計画の構成

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成します。



4.

計画の期間

年度 区分	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)
基本構想	令和 6 年度～令和 13 年度 (8 年間)							
基本計画	令和 6 年度～令和 9 年度 前期 基本計画 (4 年間)							
				★見直し	令和 10 年度～令和 13 年度 後期 基本計画 (4 年間)			
実施計画	第 1 次実施計画 (2 年間)							
		★見直し	第 2 次実施計画 (2 年間)					
				★見直し	第 3 次実施計画 (2 年間)			
						★見直し	第 4 次実施計画 (2 年間)	

(1) 基本構想

まちの将来像を設定し、それを実現するための基本政策と基本的な方向性を明らかにし、総合的かつ計画的な行政運営の指針とします。計画期間は8年間とします。

(2) 基本計画

基本構想に掲げた目標を実現していくため、分野ごとの施策を示し、前期・後期の各4年間の計画とし、前期計画の最終年度には見直しを行うこととします。

(3) 実施計画

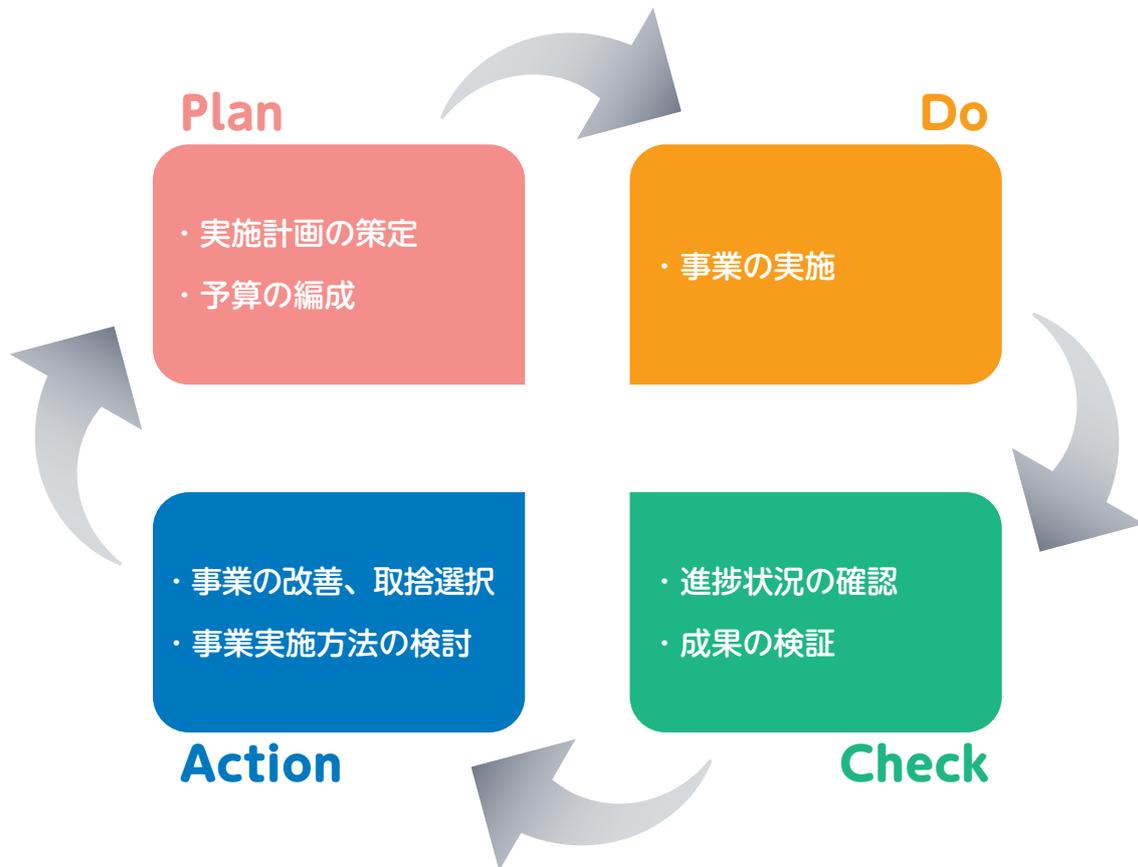
基本構想、基本計画に基づくもので、目標達成に向けた具体的な事業を示すことにより、予算編成・事業実施の指針とし、計画的に事業を推進するため、2年ごとに見直しを行うこととします。

5.

計画の検証・評価

計画に基づく具体的な事業は、2年ごとに実施計画を策定しながら推進します。

計画を着実に推進していくため、成果指標に基づく達成状況の検証を行うとともに、Plan（計画）－Do（実施）－Check（評価）－Action（改善）のサイクル（PDCAサイクル）に沿って、進行管理を行い、効果的・効率的に計画を推進します。



6.

町民ニーズと本町の課題

(1) アンケート調査

①調査概要

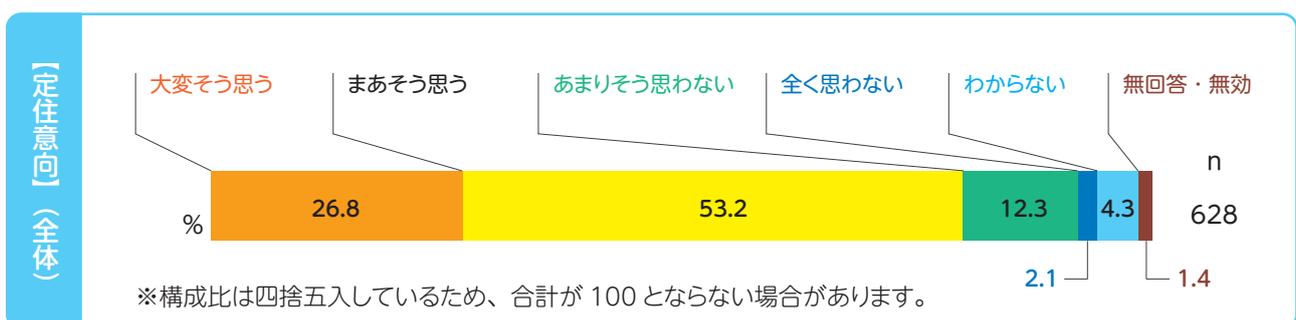
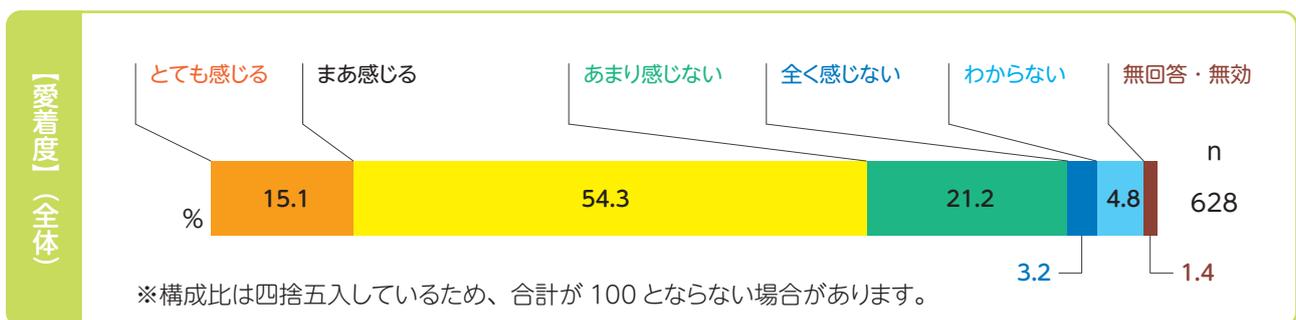
第7次多度津町総合計画の策定にあたり、アンケートを実施しました。その結果から、町民の意見やニーズ等の集約・分析を行い、第6次多度津町総合計画の検証や町の課題、次期総合計画の計画期間中に重点を置いて取り組むべき施策を洗い出す等、策定作業にあたっての基礎資料を得ました。

②調査対象及び調査方法

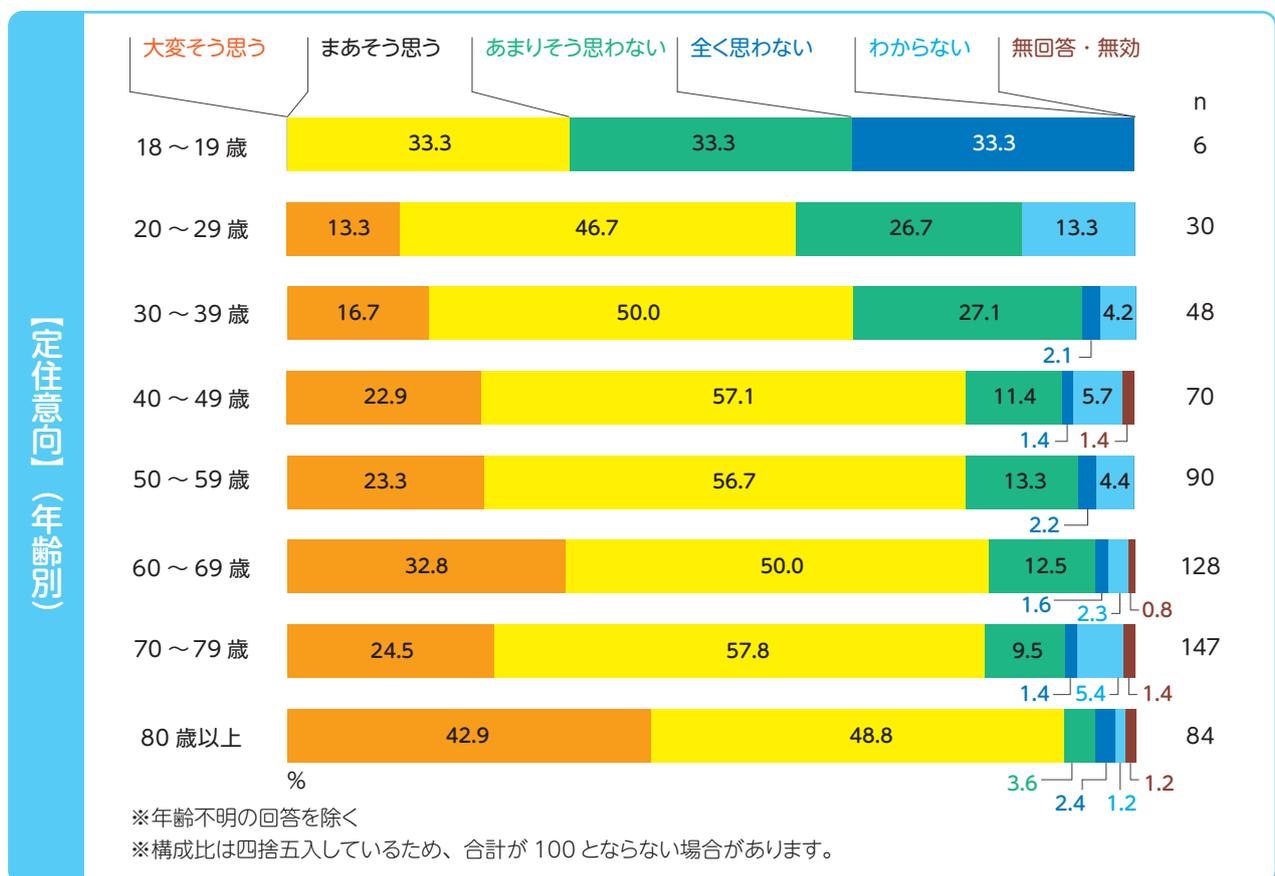
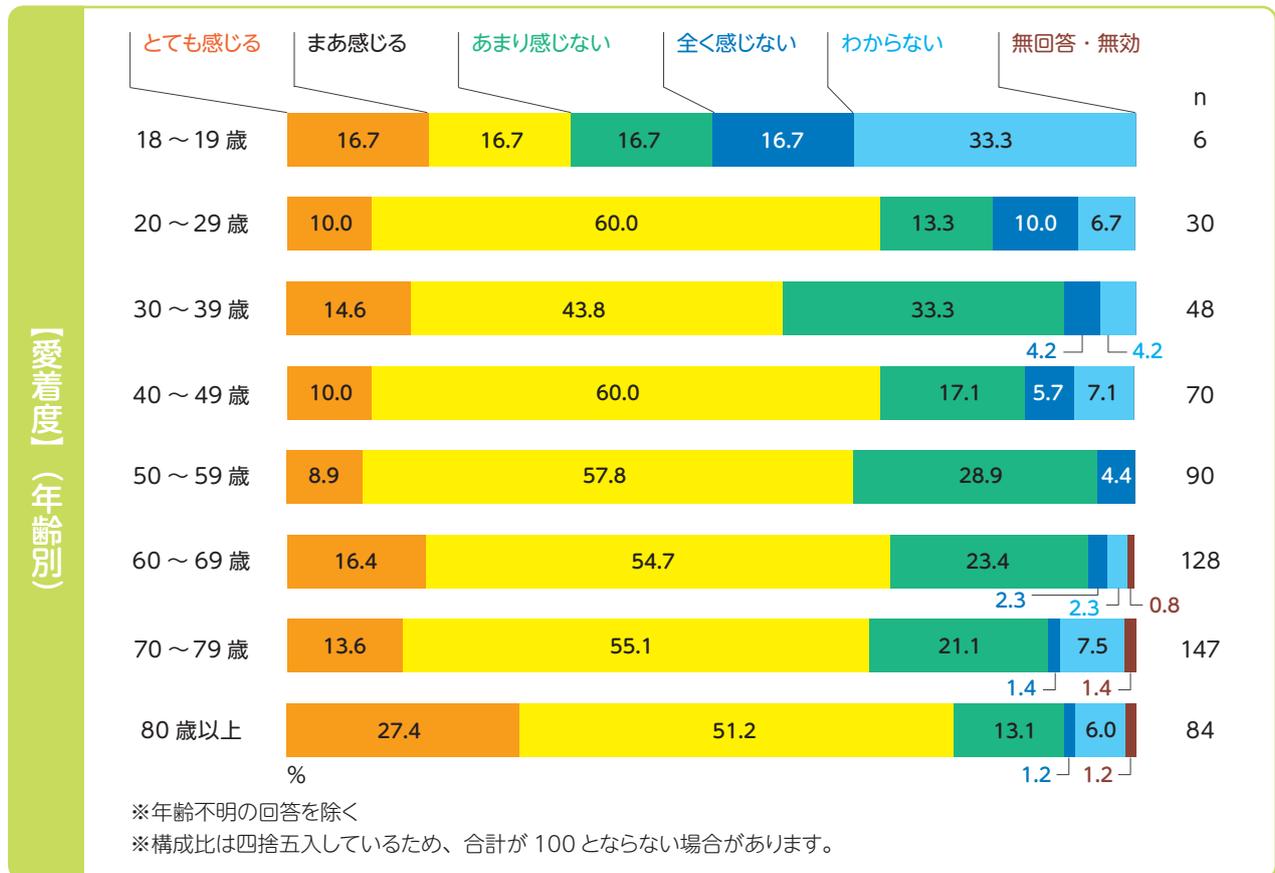
項目	内容
調査対象	18歳以上の町民
配布数	2,000
抽出法	無作為抽出
調査方法	郵送法及びインターネット回答 (郵送による配布を行い、回収は郵送または Web 回答を実施した)
調査時期	令和4年 11 月
調査地域	町内全域
有効回収数	628 (有効回収率 31.4%)

③愛着度と定住意向からみえる課題

まちへの愛着度と定住意向をみると、近似した傾向を示しており、肯定的な意見が7割～8割、否定的な意見が1割～2割となっています。



しかし、年代別にみると、18歳～19歳の「まちへの愛着度」及び「定住意向」が極端に低い結果となっており、郷土愛（シビックプライド）の醸成によるUターン人口の増加、若年層の転出者の抑制につながる取組を推進する必要があります。



④まちの各取組に関する満足度と重要度の相関からみえる課題

多度津町の各取組について、町民が現在どの程度満足しているか、どの程度重要視しているかを把握するため、37項目を設定し、満足度は、項目ごとに「満足」、「やや満足」、「どちらでもない」、「やや不満」、「不満」の5段階で評価し、重要度は、項目ごとに「重要」、「やや重要」、「どちらでもない」、「あまり重要でない」、「重要でない」の5段階で評価しました。

この結果を加重平均（※）により評価点を算出しました。

【満足度】

満足度上位		満足度下位	
1位	安全で安定した水道水の供給	1位	空き家対策を含む居住環境の整備
2位	消防・救急体制の充実	2位	合理的な都市計画の推進
3位	社会保障制度の適切な運営	3位	デジタル社会の推進
4位	保健・医療の充実	4位	観光資源の創造・観光客誘致の推進
5位	下水道・排水処理施設の整備	5位	道路・交通ネットワークの整備

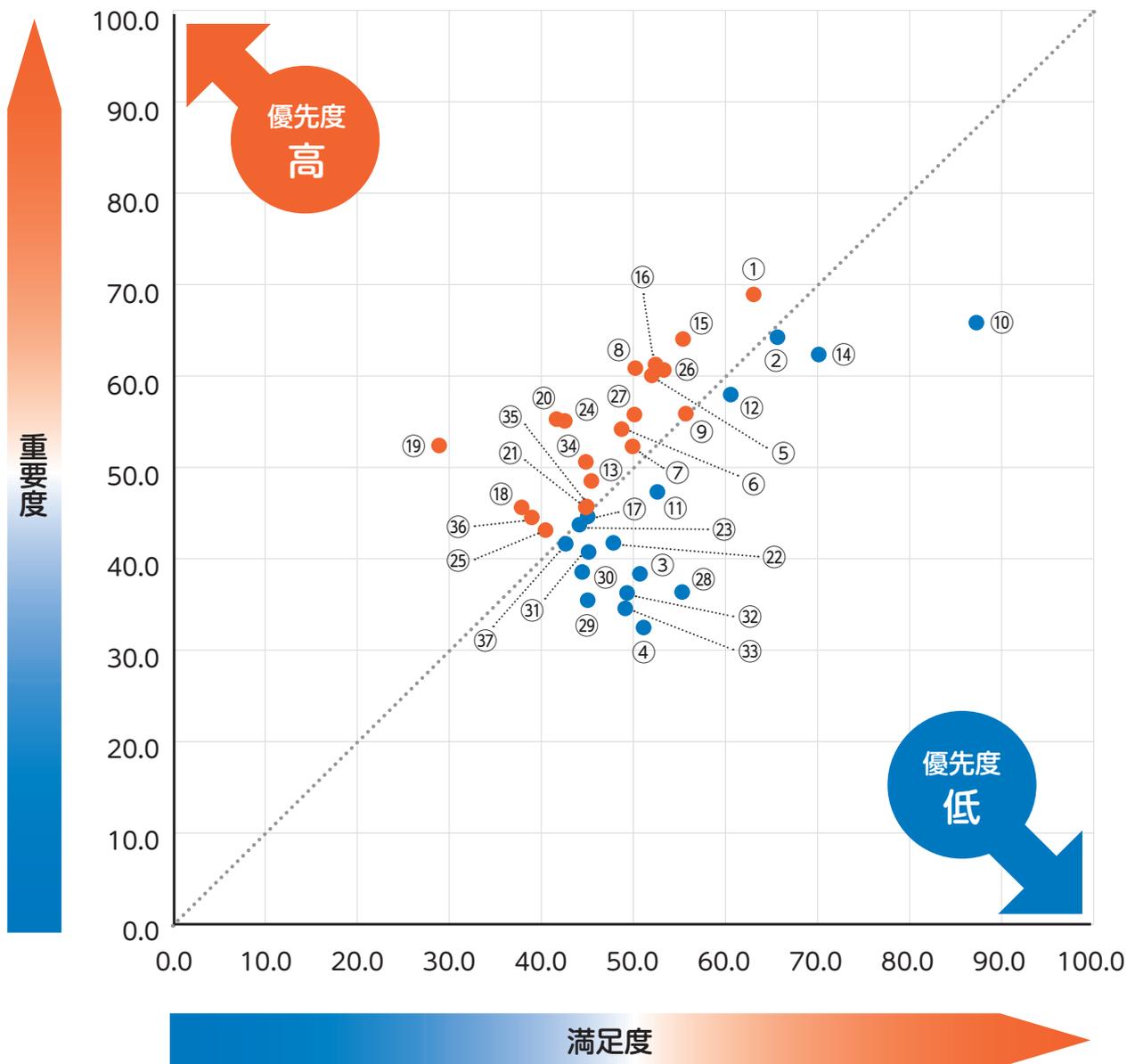
【重要度】

重要度上位	
1位	保健・医療の充実
2位	安全で安定した水道水の供給
3位	社会保障制度の適切な運営
4位	防災体制の整備
5位	消防・救急体制の充実

※加重平均の算出

5段階の評価にそれぞれ点数を与え、評価点（満足度・重要度）を算出する。この算出方法により、評価点は10点から-10点の間に分布し、中間点の0点を境に、10点に近くなるほど評価は高いと考えられ、逆に-10点に近くなるほど評価が低いと考えられる。

また、満足度と重要度の分析結果を踏まえ、今後優先的に取り組むべき施策項目を抽出するための一つの試みとして、満足度評価と重要度評価を相関させた散布図を作成しました。このグラフでは左上隅の「満足度評価最低・重要度評価最高」に近づくほど優先度が高くなり、右下隅の「満足度評価最高・重要度評価最低」に近づくほど優先度が低くなります。



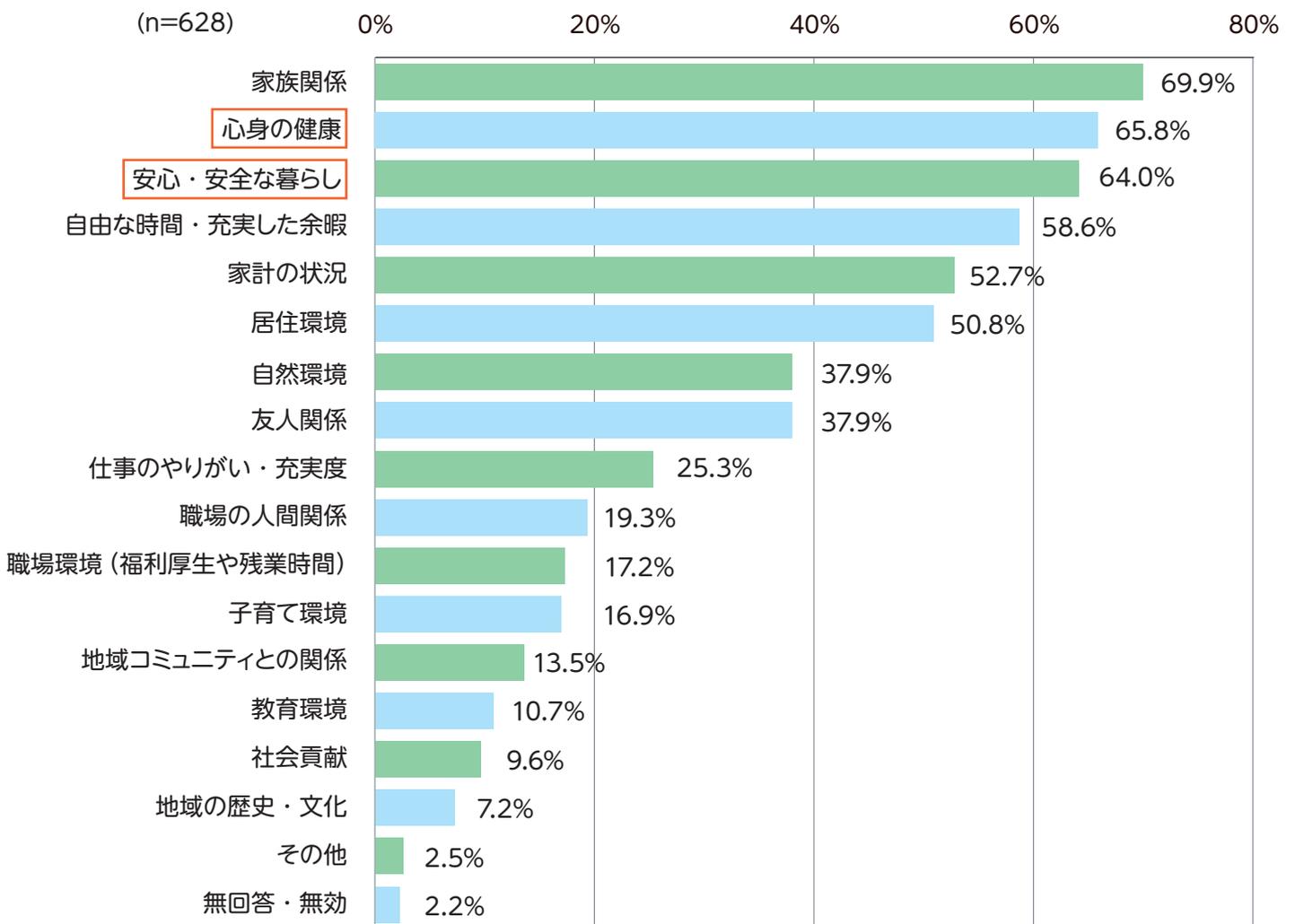
優先度高い	優先度低い
<ul style="list-style-type: none"> ⑱空き家対策を含む居住環境の整備 ⑳道路・交通ネットワークの整備 ㉔雇用・勤労者対策の充実 ⑧高齢者福祉の充実 ⑯交通安全・防犯体制の充実 ⑮防災体制の整備 ⑤児童福祉・子育て支援の充実 ⑱合理的な都市計画の推進 ㉔学校教育の充実 ⑥地域で支え合う福祉の推進 ㉔行財政改革の推進 ㉔青少年の健全育成 ①保健・医療の充実 ㉔デジタル社会の推進 ⑬地球温暖化対策 ⑦障がい者福祉の充実 ㉔観光資源の創造・観光客誘致の推進 ㉔広域行政の推進 ㉔農業の振興 ⑨環境衛生の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ㉔商工業の振興 ⑰消費者対策の充実 ㉔SDGsに係る普及啓発 ②社会保障制度の適切な運営 ⑫下水道・排水処理施設の整備 ㉔協働のまちづくりの促進 ㉔コミュニティ（地域社会）の育成 ㉔水産業の振興 ⑭消防・救急体制の充実 ⑪公園・緑地・水辺の整備 ㉔交流活動の展開と国際化への対応 ㉔人権啓発の促進 ㉔男女共同参画の促進 ⑩安全で安定した水道水の供給 ③生涯学習の推進 ㉔文化芸術活動の推進と文化財の活用 ④スポーツの振興

⑤幸福度について

幸福度について、0～5の数値を選んでいただきました。0は「わからない」、1は「とても不幸」、5は「とても幸せ」となり、数値が大きいほど幸福度は高いといえます。

結果は、『幸せと感じている（「5」と「4」の合計）』方は53.2%となっています。これに対して『不幸と感じている（「2」と「1」の合計）』方は5.1%となっており、町民の幸福度は高いといえます。

また、「幸せ」かどうかを判断する際に重視した項目の上位5つは、「家族関係」、「心身の健康」、「安心・安全な暮らし」、「自由な時間・充実した余暇」、「家計の状況」の順となっており、「町民の健康を守ること」、「安心・安全なまちづくり」を施策として実施することが町民の幸福に繋がると考えられます。



(2) たどつミライ会議

今後のまちづくりの方向性に関する多様な意見を把握するため、「たどつミライ会議」を実施し、ご意見をいただきました。

①町職員

開催日： 令和5年3月30日

開催場所： 多度津町役場 2階 大会議室

参加者： 町職員 23名

- ・ 総合計画策定委員会幹事会会員 11名（課長補佐級以下職員）
- ・ 入庁10年未満職員 12名

内容： 統計データや日頃の業務、住民アンケートの結果等から、多度津町や多度津町民にとって特に課題だと感じていることを抽出しました。
「町の賑わい・魅力向上」、「空き家対策」、「交通弱者対策」、「移住定住促進」、「子育て環境」に関する課題等が挙げられました。

②多度津中学校生徒

開催日： 令和5年9月11日

開催場所： 多度津中学校

参加者： 中学1～3年生 27名

内容： 「多度津町の良いところ」・「おいしいところ」について、事前に提出してもらいました。
当日は、「8年後の多度津町 こうだったらいいな」をテーマにグループでの話し合いを行いました。
「町の賑わい」、「友達と集まれる場所」を求める意見が多く挙げられました。

③町民

開催日： 令和5年12月4日

開催場所： 多度津町地域交流センター 2階ホール

参加者： 多度津町在住の18歳以上の方 12名

内容： 「理想の8年後の多度津町」をテーマにグループでの話し合いを行いました。
「稼ぐことを意識した観光振興」、「歴史・文化的資源の活用」、「多世代が交流できる場（公園）の整備」等の意見が挙げられました。

Ⅱ 基本構想

1. 基本理念

(1) 町民の幸福度向上

「町民のための」計画であるという視点を根本に据え、町民幸福度を高めていくためにはどうすべきかということ、すべての分野と連携しながら策定するものとします。

(2) 共につくり、共に進める、持続可能なまちづくり

人口減少や少子高齢化の進行、それに伴う税収減の影響等から、行政のみでまちづくりを行っていくことが困難な時代になってきています。

そこで、町民・地域・団体それぞれが主役となってまちづくりを進め、幸福度を高めていけるように、一人ひとりが主体的な取組を進められる支援に努めます。

また、行政としても、社会情勢や時代の変化に対応した行政サービスを維持していけるよう、持続的な町政運営を行っていきます。

2. まちの将来像

わたし
主役は町民 歴史を未来へつなぐまち たどつ

多度津町は、瀬戸内海の温暖な気候で災害も少なく、自然に恵まれた住みやすい町です。

古くから歴史のある町で、昭和時代に多度津・豊原・四箇・白方・高見島・佐柳島の各村が順次合併して、現在に至ります。各地区には、先人たちが守り続けてきた歴史・伝統・文化が現在も残っています。

これらをしっかりと受け継ぎ、町としての一体感を大切に、次の世代に継承していくことで、「郷土愛」を育み、住み続けたい町であり続ける必要があります。

本計画で定める将来像は、まちが目指す 8 年後の姿を示しています。

将来像の根幹にある考え方は、「活気にあふれた安居楽業なまち」です。

「安居楽業」とは、「誰もが安心して暮らし、自分の暮らしに満足して、楽しみながら仕事をできる」ということです。

一人ひとりが安全・安心に暮らすことのできるように、生活環境の整備や公的サービスの充実、災害対策等を着実に推進します。

また、未来に不安を感じることなく快適に生活するには、まちの活性化が不可欠です。自然・文化・歴史を活かしたにぎわいづくりや産業振興等により、誰もが将来に希望を持つことができるまちをつくれます。

以上のことを、町民との協働で実現し、「住みたい」、「住み続けたい」まちだと思っただけのまちづくりに努めていくため、将来像を「主役は町民^{わたし} 歴史を未来へつなぐまちたどつ」と決めました。

3.

政策・施策の体系



【用語について】

- 基本政策 将来像を実現するためのまちづくりの大きな方向性・大綱を示すもの
- 政策 基本政策を実現するために、分野ごとに進めるべき方向性を示すもの
- 施策 政策を具体化するために、分野ごとの具体的な取組等を示すもの
- 基本事業 実施が予定されている具体的な事業を示すもの

4.

4つの基本政策

基本構想においては、4つの基本政策の下に、14の政策を位置付けます。

基本政策（1）

安心して子育てができ、健やかに暮らせるまちづくり

【子育て、教育、福祉、生きがい】

安心して子どもを産み育てることができ、全ての方が心豊かに学び、そして、健やかにいきいきと暮らすことができるまちづくりに取り組みます。

8年間の取組

- 政策1. 「子育てをしやすい環境づくり」に取り組みます。
- 政策2. 「豊かな心を育てる教育の充実」に取り組みます。
- 政策3. 「誰もが健やかにいきいきと暮らせる環境づくり」に取り組みます。
- 政策4. 「生涯学習社会の形成」に取り組みます。

基本政策（2）

安全・安心に暮らせる自然と調和したまちづくり

【安全・安心、生活環境、都市基盤】

安全・安心で快適に暮らせる都市空間の形成と、脱炭素・循環型社会実現への取組を推進し、豊かに生活できるまちを目指すとともに、自然環境と共生した持続可能なまちづくりに取り組みます。

8年間の取組

- 政策5. 「安全で快適な都市空間の形成」に取り組みます。
- 政策6. 「安心して暮らせる環境の整備」に取り組みます。
- 政策7. 「環境に配慮したゼロカーボンシティの実現」に取り組みます。

基本政策（3）

にぎわいと交流を促進する活気あふれるまちづくり

【産業・観光・文化芸術の振興、地域活性化】

まちづくりの担い手の育成や、地域産業の振興、雇用の創出、観光資源の磨き上げによる、にぎわいと活気あふれるまちづくりに取り組みます。

8年間の取組

政策8. 「地域経済・地域産業の活性化」に取り組みます。

政策9. 「魅力あふれる観光の振興」に取り組みます。

政策10. 「多様な交流の促進」に取り組みます。

政策11. 「地域資源を活かしたまちづくり」に取り組みます。

基本政策（4）

時代のニーズに応える持続可能な協働のまちづくり

【協働、人権、町政運営】

持続可能なまちづくりを実現するため、効果的かつ効率的な行財政運営を行うとともに、住民との協働によるまちづくりに取り組みます。

8年間の取組

政策12. 「コミュニティを軸とした官民協働のまちづくり」に取り組みます。

政策13. 「多様性を認め、人権を尊重する社会の確立」に取り組みます。

政策14. 「時代の要請に対応した行財政運営」に取り組みます。

5.

SDGsとの関係

第7次多度津町総合計画では、政策と、SDGsの目指す17のゴールとの関連を明らかにして、持続可能なまちづくりを進めていきます。

基本政策	政策	1 貧困をなくそう	2 豊かさを分けよう	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を推進しよう	6 安全な水とトイレを世界中に
(1) 安心して子育てができ、健康やかに暮らせるまちづくり	1 子育てをしやすい環境づくり	●		●		●	
	2 豊かな心を育てる教育の充実				●		
	3 誰もが健康やかにいきいきと暮らせる環境づくり	●		●			
	4 生涯学習社会の形成			●	●		
(2) 安全・安心に暮らせる自然と調和したまちづくり	5 安全で快適な都市空間の形成		●	●			●
	6 安心して暮らせる環境の整備	●				●	
	7 環境に配慮したゼロカーボンシティの実現						
(3) にぎわいと交流を促進する活気あふれるまちづくり	8 地域経済・地域産業の活性化		●			●	
	9 魅力あふれる観光の振興						
	10 多様な交流の促進						
	11 地域資源を活かしたまちづくり				●		
(4) 時代のニーズに応える持続可能な協働のまちづくり	12 コミュニティを軸とした官民協働のまちづくり						
	13 多様性を認め、人権を尊重する社会の確立					●	
	14 時代の要請に対応した行財政運営						

7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 集積を促そう	10 人や国の不平等を なくそう	11 日本経済を高める まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさを 保とう	15 陸の豊かさも 保とう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
										●
			●							●
●		●		●	●		●	●	●	●
				●		●			●	●
●		●				●	●			
	●	●			●		●	●		
		●								
				●						●
				●						●
				●						●
			●						●	●
				●					●	●

SDGs（持続可能な開発目標）について

○ SDGs とは

- ・ SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標。
- ・ 2015年9月の国連サミットで全会一致で採択。
- ・ 「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする **17の国際目標**（その下に169のターゲット、231の指標が決められている）。

【実施のための主要原則】（SDGs 実施指針より）

1. 普遍性	先進国を含め、 <u>全ての国が行動</u>
2. 包摂性	人間の安全保障の理念を反映し、 <u>「誰一人取り残さない」</u>
3. 参画型	<u>全てのステークホルダーが役割を</u>
4. 統合性	経済・社会・環境に <u>統合的に取り組む</u>
5. 透明性	<u>定期的にフォローアップ</u>

○ SDGs ウェディングケーキモデル

SDGsは17の目標と169のターゲットから構成されますが、17の目標は、大きく「経済」・「社会」・「環境」の3つに分類されます。

経済の発展は、社会条件により成り立ち、社会は自然環境によって支えられていることを表しています。

どれか1つを進めるよりも、バランスよく総合的に取り組むことが重要です。



17の国際目標の詳細

【貧困】



あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

【飢餓】



飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する

【保健】



あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

【教育】



すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

【ジェンダー】



ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う

【水・衛生】



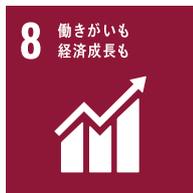
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

【エネルギー】



すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する

【経済成長と雇用】



包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する

【インフラ、産業化、イノベーション】



強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

【不平等】



各国内及び各国間の不平等を是正する

【持続可能な都市】



包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する

【持続可能な消費と生産】



持続可能な生産消費形態を確保する

【気候変動】



気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

【海洋資源】



持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

【陸上資源】



陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

【平和】



持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

【実施手段】



持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



Ⅲ 付 属 資 料

1. 多度津町総合計画審議会条例

昭和 49 年 7 月 10 日

条例第 18 号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、多度津町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、多度津町総合計画の策定に関し、その基本的事項を審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

(1) 町議会議員

(2) 関係団体の役職員

(3) 町の職員

(4) 学識経験者

3 前項第1号から第3号までに規定する委員がその身分を失ったときは、委員を辞したものとする。

4 委員は、当諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長をそれぞれ1人置き委員の互選により定める。

2 会長は審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

(幹事)

第6条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、町職員のうちから町長が任命又は委嘱する。

3 幹事は、審議会に出席し、審議事項について意見を述べることができる。

(委任)

第7条 この条例で定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



2. 多度津町総合計画審議会委員名簿

第7次多度津町総合計画審議会委員名簿		
役職名	氏名	備考
会長	速水 清隆	四国学院大学名誉教授
副会長	森本 公代	多度津商工会議所女性会
委員	小川 保 (村井 勉)	多度津町議会議長
//	金井 浩三 (尾崎 忠義)	多度津町議会議員
//	兼若 幸一 (門 秀俊)	多度津町議会議員
//	中野 一郎	多度津町議会議員
//	武林 正樹 (高島 弘武)	多度津商工会議所
//	金井 浩三 (尾崎 忠義)	多度津町観光協会
//	喜田 真司 (山地 康平)	香川県農業協同組合多度津支店
//	大西 和芳	多度津町農業委員会
//	村井 登 (大谷 照八)	多度津町自治連合会
//	隅岡 美子 (渡邊 美喜子)	多度津町婦人連絡協議会
//	三木 信行	多度津町教育委員会
//	渡邊 美喜子 (西谷 憲司)	多度津町体育協会
//	氏家 浩三	多度津町医師会
//	西山 市朗	多度津町文化財保護協会
//	松岡 忠	多度津町老人クラブ連合会
//	亀山 正則	多度津町民生委員・児童委員協議会
//	中北 麻子	多度津町母子愛育会
//	吉田 幸男	多度津町青少年健全育成町民会議

※ () 書きは、任期途中で交代があった方

3. 多度津町総合計画策定委員会設置要綱

平成 17 年 11 月 25 日
要綱第 15 号

(設置)

第1条 町政運営の基本方針を明らかにする新たな総合計画を策定するため、多度津町総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 新たな総合計画の策定に関すること。
- (2) 前号に定めるもののほか、委員長が必要があると認める事項の調査審議に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は副町長、副委員長は教育長をもって充てる。
- 3 委員は、課長等（多度津町行政組織条例（平成29年多度津町条例第19号）第1条に定める公室及び課の長並びにこれに相当する職にある者をいう。以下同じ。）のうちから町長が任命する。

(職務)

第4条 委員長は、会務を掌理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が定めた順序により、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会の期間は、第2条に規定する総合計画の策定が終了するまでとする。

(幹事会)

第6条 第2条第1号に掲げる事務のうち、専門的な事項を処理させるため、委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、会長及び会員をもって組織する。
- 3 会長は、政策観光課長をもって充てる。
- 4 会員は、課長補佐級以下の職員のうちから、課長等の推薦により、委員長が任命する。
- 5 幹事会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。
- 6 幹事会の期間は、第2条に規定する総合計画の策定が終了するまでとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、政策観光課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年11月25日から施行する。

(多度津町総合計画策定委員会設置要綱の廃止)

2 多度津町総合計画策定委員会設置要綱（平成7年多度津町要綱）は、廃止する。

附 則（平成19年3月26日要綱第8号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月13日要綱第7号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年10月1日要綱第33号）

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成25年12月2日要綱第34号）

この要綱は、平成25年12月2日から施行する。

附 則（平成30年3月7日要綱第10号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

4. 多度津町総合計画策定委員会委員・幹事会会員名簿

第7次多度津町総合計画策定委員会委員・幹事会会員名簿		
役職名	氏名	備考
委員長	岡部 登	副町長
副委員長	三木 信行	教育長
委員	山内 剛	町長公室長
//	泉 知典	総務課長
//	土井 真誠	政策観光課長
//	西山 政有紀	税務課長
//	石井 克典	住民環境課長
//	松浦 久美子	高齢者保険課長
//	富木田 笑子	健康福祉課長
//	三谷 勝則	建設課長
//	喜田 浩希	建設課主幹
//	村井 崇一 (谷口 賢司)	産業課長
//	山下 佐千子	会計管理者
//	青木 孝一 (阿河 弘次)	消防長
//	森 泰憲	議会事務局長
//	竹田 光芳	教育総務課長
//	谷口 賢司	生涯学習課長
幹事会会長	土井 真誠	政策観光課長
会員	土井 由佳	町長公室長補佐
//	西山 英希	総務課長補佐
//	喜田 久美子	税務課長補佐
//	池田 可奈子	住民環境課長補佐
//	柏木 章敬 (亀山 佳久)	高齢者保険課長補佐
//	山本 将之 (森 純子)	健康福祉課長補佐
//	合田 昌弘 (村井 崇一)	建設課都市整備室都市開発係長 (建設課長補佐)
//	尾崎 昭宏 (海田 康弘)	産業課長補佐
//	門田 崇寛	出納室長補佐
//	小西 雅信 (小林 武司)	消防本部副主幹
//	大森 奉子	議会事務局長補佐
//	池田 友亮	教育総務課長補佐
//	福田 純	生涯学習課長補佐

※ () 書きは、任期途中で交代があった者

5. 諮問書

諮問書

R04 多政発第 77 号
令和 4 年 10 月 13 日

多度津町総合計画審議会 会長 様

多度津町長 丸尾 幸雄

第 7 次多度津町総合計画の策定について（諮問）

多度津町の最上位計画である、第 7 次多度津町総合計画の策定について、貴審議会の意見を求めます。

6. 答申書

答申書

令和6年3月29日

多度津町長 丸尾 幸雄 様

多度津町総合計画審議会
会長 速水 清隆

第7次多度津町総合計画の策定について（答申）

令和4年10月13日付、R04多政発第77号にて町長より諮問を受けた、第7次多度津町総合計画の策定について、多度津町総合計画審議会条例第2条の規定により、本審議会において慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

（答申）

- 1 第7次多度津町総合計画基本構想（案）を妥当と判断します。
- 2 第7次多度津町総合計画前期基本計画（案）を妥当と判断します。
- 3 下記に掲げる事項及び審議の過程で出された個別意見を十分に踏まえ、計画の推進に努められることを要望します。

記

・総括事項

（1） 将来像の実現について

基本構想に掲げたまちの将来像である「主役は町民^{わたし} 歴史を未来へつなぐまち たどつ」の実現に向け、各種施策に取り組むよう努められたい。

（2） 計画の推進について

本計画の実効性を確保し、町民目線での行政運営を展開するために、限られた人員・財源の中で、より一層の「選択と集中」による施策展開や、効果の高い施策の実現等、効率的・効果的に計画を推進し、持続可能な発展あるまちづくりに努められたい。

（3） 進捗状況の公表等について

基本計画の「目標値」や、実施計画による事業の実績等を評価・検証するなかで、実施計画を適宜見直すとともに、広く町民に理解してもらうため、計画の進捗状況を公表するよう努められたい。

・個別事項

(基本政策1) 安心して子育てができ、健やかに暮らせるまちづくり

地域の教育機能である「子ども会」の加入率の向上等、地域ぐるみで子育てができる環境を向上させ、誰もが安心して子育てができ、健やかに暮らせるまちづくりに努められたい。

(基本政策2) 安全・安心に暮らせる自然と調和したまちづくり

民間住宅の耐震化支援や防災意識の啓発等、防災体制の整備を推進するとともに、道路の計画的な修繕、高齢者の移動手段の確保や駅のバリアフリー化等を実施し、全ての人が安全・安心で快適に暮らせる住みやすいまちづくりに努められたい。

(基本政策3) にぎわいと交流を促進する活気あふれるまちづくり

移住・定住の促進や関係人口の創出等を通じて、町内のにぎわいと交流を促進するとともに、食糧自給率の向上に通じる農業及び水産業の振興をはじめ、企業誘致による商工業の振興を図る等、地域の活性化及び地域経済の活性化を図り、活気あふれるまちづくりに努められたい。

(基本政策4) 時代のニーズに応える持続可能な協働のまちづくり

町民協働の実効性を高めるため、計画策定時のアンケート数の見直し等、十分に町民の意見を把握する体制を構築するとともに、財政健全化比率の数値等も注視しながら、財政運営を行い、持続可能なまちづくりに努められたい。



丸尾町長（右側）に答申書を手渡す速水会長（左側）

7. 第7次多度津町総合計画 策定経過報告

令和4年度

- | | |
|---------|---|
| 4.9.7 | 総合計画策定委員会設置（第1回開催）
・ 策定スケジュール、幹事会設置について等 |
| 4.10.13 | 第1回多度津町総合計画審議会開催
・ 多度津町総合計画審議会委員委嘱
・ 第7次総合計画の策定について（諮問） |
| 4.11.1 | 第7次総合計画策定に係る住民アンケート実施 |
| 4.11.30 | 総合計画策定委員会幹事会設置（第1回開催）
・ 総合計画策定作業について
・ 第6次総合計画の検証作業について |
| 4.12.9 | 多度津町議会12月定例会総務教育常任委員会報告
・ 第7次総合計画の策定について |
| 5.3.8 | 多度津町議会3月定例会総務教育常任委員会報告
・ 第7次総合計画の策定状況について |
| 5.3.30 | たどつミライ会議（職員ワークショップ）実施
・ 多度津町の課題と未来予測について |

令和5年度

- | | |
|--------|---|
| 5.7.11 | トップインタビュー |
| 5.8.22 | 第2回総合計画策定委員会幹事会開催
・ 住民アンケート結果について
・ 第6次総合計画の検証結果について
・ 基本構想（案）について |
| 5.9.11 | たどつミライ会議（多度津中学校中学生ワークショップ）実施
・ 「8年後の多度津町 こうだったらいいな」 |
| 5.9.19 | 多度津町議会9月定例会総務教育常任委員会報告
・ 基本構想（案）について |
| 5.11.9 | 第3回総合計画策定委員会幹事会開催
・ 基本構想（案）について
・ 前期基本計画策定作業について |

5.11.22	第2回総合計画策定委員会開催 ・基本構想（案）について ・前期基本計画策定作業について
5.12.4	たどつミライ会議（住民ワークショップ）実施 ・「理想の8年後の多度津町」
5.12.14	多度津町議会12月定例会総務教育常任委員会報告 ・前期基本計画（案）について
5.12.25	第4回総合計画策定委員会幹事会開催 ・前期基本計画（案）について
6.1.9	第3回総合計画策定委員会開催 ・前期基本計画（案）について
6.1.30	第2回多度津町総合計画審議会開催 ・基本構想（案）について ・前期基本計画（案）について
6.2.13	第5回総合計画策定委員会幹事会開催 ・審議会での意見を踏まえた基本構想、前期基本計画の修正について
6.2.21	パブリックコメント実施
6.3.13	第6回総合計画策定委員会幹事会開催（書面開催） ・基本構想（案）、前期基本計画（案）の最終確認について
6.3.15	多度津町議会3月定例会総務教育常任委員会報告 ・第7次総合計画基本構想（案）・前期基本計画（案）について
6.3.18	第4回総合計画策定委員会開催 ・基本構想（案）、前期基本計画（案）の最終確認について
6.3.25	第3回多度津町総合計画審議会開催 ・パブリックコメント結果について ・パブリックコメント結果を踏まえた基本構想（案）、前期基本計画（案）の検討 ・答申について
6.3.29	第7次総合計画基本構想（案）・前期基本計画（案）に対する答申
6.3.29	第7次総合計画基本構想・前期基本計画の決定

第7次多度津町総合計画

基本構想

2024年4月

発行：多度津町

編集：多度津町政策観光課

〒764-8501

香川県仲多度郡多度津町栄町三丁目3番95号

TEL：0877-33-1116 FAX：0877-33-2550

Mail：seisaku@town.tadotsu.lg.jp